

平成29年度事業計画

1. 経営理念・組織運営方針

本会は単年度の事業計画に基本方針、重点目標を掲げておりますが、昨年度「発展・強化計画」を策定し、改めて全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)が作成した「市町村社協経営指針」を引用して当面の経営理念・組織運営の目標を定めました。

本会は、高齢者、障害者、児童等の福祉分野から住民生活全般に至るまで地域福祉の中核的な団体として、全社協が平成15年3月作成(平成17年3月改訂)した「市町村社協経営指針」の経営理念、組織運営方針に基づき、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とし、以下の経営理念を目標に掲げ事業展開を目指します。

(1) 経営理念

- ①住民参加・協働における福祉社会の実現
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

(2) 組織運営方針

- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- ②事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- ④全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

2. 本年度の基本方針・重点目標

(1) 基本方針

少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法などの権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。

介護保険制度改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業への取り組みが進められています。その中で本会としての役割を理解し、地域の自主性や主体性を活かした取り組みを目指します。

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする本会は身近な暮らしの中に起こりうる多様な生活課題に向き合い、受け止め、相談・支援や解決につなげるため、地区社会福祉協議会や地縁団体、ボランティアと連携を図りながら地域に住むすべての人、団体が協働していくまちづくりに取り組みます。

また、自らの経営基盤の安定性を図るため、新規事業(九十九里町社会福祉協議会の将来的なビジョン)を推進します。

(2) 重点目標

1. 発展・強化計画の推進
2. 新規事業の推進(九十九里町社会福祉協議会の将来的なビジョン)
3. ボランティア事業全般の強化
4. 福祉サービス利用援助事業の推進
5. 地域福祉活動並び地域福祉サービスの推進
6. 在宅福祉サービスの充実
7. 高齢者支援・障害者援護の推進
8. 災害ボランティアの発掘と育成
9. 福祉教育の推進
10. 組織の効率的運営及び透明性の確保

3. 事業実施計画

経営状況の適正な開示を進め、事業実施状況や財務状況等を積極的に公開することで組織経営の透明性、信頼性を高めていくとともに、地域における公益的な取組みを推進して行き、また、事業の推進にあっては予算区分と連動した以下の事業区分、拠点区分、サービス区分ごとに整理し進めていきます。

・事業区分	・拠点区分	・サービス区分
1. 社会福祉事業	1. 社会福祉事業	1. 法人運営事業 2. 地域福祉活動推進事業 3. 福祉サービス利用支援事業 4. 在宅福祉サービス事業 5. 一般配分金事業 6. 歳末たすけあい募金配分 7. 資金貸付事業 8. 福祉作業所
1. 公益事業	1. 公益事業	1. シルバー人材センター事業

さらに、公共性の高い事業については、確実に公的補助金・委託金による財源を確保しつつ、事業収入、会費等による収入の拡大を図り、もって自主財源の確保に努めるとともに経費の削減を進めます。

また、事務局職員の資質向上を図るため、職務を通じての研修のほか、各種研修の実施など、経営基盤を強化しうる人材を育成します。

・事業区分 1. 社会福祉事業 ・拠点区分 1. 社会福祉事業 サービス区分 1. 法人運営事業
 法人組織としての適切な運営を中心的に担い、財務管理や労務、人事管理も含めた各部門の総合的な調整などの組織管理を行うとともに、理事・評議員等と連携して、中長期的な観点から将来的な組織運営のあり方を構築し、計画し実行していきます。 ()内は前年度予算額

サービス区分	事業名・概要	具体的な実施内容	実施時期等	予算額(千円)
1 法人運営事業	1 法人運営事業 ・役員報酬・職員俸給・職員諸手当・法定福利費・福利厚生費・旅費・交通費・各種会費・負担金	①理事会の開催 ②評議員会の開催 ③会計監査・内部経理監査の実施 ④評議員、役員、職員研修	①5月、3月、随時 ②6月、3月、随時 ③5月毎月 ④7月	25,726 (25,301)
	1-2 会員募集事業 ・一般会員・特別会員・賛助会員募集	①自治区定例会での会員募集の依頼 ②法人・団体への特別会費の協力依頼	①強化月間 4月、5月 ②1月	— (—)
	2 車両管理事業 ・本会所有の車両及びゆうあい号・日赤車両の管理費・修繕費等	①ゆうあい号(町受託) ②日赤車両(町受託) ③本会が管理している車両の管理	①②③随時	992 (572)
				26,718 (25,873)

・事業区分 1. 社会福祉事業 ・拠点区分 1. 社会福祉事業 サービス区分 2. 地域福祉活動推進事業

安心して、自分らしくいきいきと暮らし続けるためには、制度に基づくサービスだけではなく、地域で支え合う住民の福祉活動が大きな役割を果たします。また、福祉活動に参加し、地域の人と交流することは、生きがいづくりにつながります。本会は、様々な福祉活動を住民主体で進め、みんなが支え合い一人ひとりが輝ける地域づくりをめざしていきます。 ()内は前年度予算額

サービス区分	事業名・概要	具体的な実施内容	実施時期等	予算額(千円)
2 地域福祉活動推進事業	1 団体活動助成事業 ・ダイヤモンドクラブ連合会・手をつなぐ親の会・遺族会・身体障害者福祉会への助成	①ダイヤモンドクラブ連合会/身体障害者福祉会/手をつなぐ親の会/遺族会への補助金の交付(町受託)	①4月～6月	2,092 (2,092)
	1-2 福祉団体支援事業 ・関係団体の事業への参加出席・事業会場の設営・会場までの移動支援・事務処理等の支援	①ダイヤモンドクラブ連合会/身体障害者福祉会/手をつなぐ親の会/遺族会等各種団体の運営協力と活動支援(町受託)	①随時	— (—)

2 地域福祉推進活動事業 ・婦人会主催の敬老会事業への助成・民生委員児童委員協議会への助成を通じ、地域福祉の向上を図る	①合同敬老会への助成金の交付 ②民生委員児童委員協議会への助成金の交付 ③福祉まつりの諸費用	①5月 ②2月 ③11月3日	549 (549)
3 地域ぐるみ福祉振興基金事業 ・ボランティアへの助成・支援	①ボランティア連絡協議会への活動費の助成金の交付 ②ボランティア研修会 ③ボランティア養成講座	①5月 ②2月 ③8月	209 (224)
3-2 地域ぐるみ福祉振興基金(福祉教育)事業 ・福祉教育推進指定団体への助成及び連絡会の開催等の支援	①福祉教育指定推進団体への助成金の交付	①5月	— (—)
4 地域フォーラム推進事業 ・地域福祉活動計画策定に向けて事業所・団体と共に地域づくりに取り組む為の会議の開催・地域課題把握のための調査等の実施	①地域づくりに関する会議等の開催 ②地域福祉活動計画策定に向けた地域課題把握のための調査の実施 ③講演会の開催	①随時 ②随時 ③11月	201 (200)
5 地域支援(介護予防)推進事業 ・新しい介護保険事業に向けた生活支援サービス体制の整備	①地域の資源開発や関係者とのネットワークの構築 ②行政が設置する「協議体」への参加 ③地区社協が推進する「サロン」事業での介護予防サービスの導入支援	①②③随時	5 (5)
6 地区社会福祉協議会支援事業 ・地区社協が行っている「サロン活動」への支援	①各地区社協のサロン活動運営費 ②新しい介護予防事業への取り組み等への支援活動 ③各地区社協のサロン活動の支援 ④小域地域福祉フォーラムの推進	①5月 ②③④随時	— (180)
7 福祉事業所(団体)連携事業 ・町内の福祉事業所・団体と共に地域づくりに取り組む為の会議の開催	①事業開始に向けての会議の開催 ②本会と事業所間の協力体制の確立	①7月 ②1月	— (—)
8 イベント用機器貸出事業 ・綿菓子機・ポップコーン機・テント・折りたたみ椅子の貸出	①椅子/テント/ポップコーン機/綿菓子機の貸出	①随時	— (—)
9 フードドライブ支援事業	①食料品の受け取り窓口の設置 ②食料募集配達申請 ③フードドライブの広報啓発	①②③1月～2月、5月～6	— (—)

・フードバンクちばが実施する「フードドライブ」の窓口として協力		月、9月～10月	
10 ボランティア活動団体(者)推進事業 ・気軽に立ち寄れるボランティア活動の拠点として、活動の紹介・情報の提供の実施	①新たな団体、個人のボランティアの募集	①随時	— (—)
11 福祉資源収集事業 ・資源の回収を通じて社会参加活動の実施	①切手、プルタブ、ペットボトルキャップの収集の実施 ②収集ボランティア活動の啓発	①随時 ②随時	— (—)
12 交通遺児援護金推進事業 ・県社協が行っている事業で、対象者の確認・見舞金・勉強奨励金・勉強奨励金・激励金の各申請事務等の実施	①町内の関係機関に問い合わせ対象者を確認し、見舞金、勉強奨励金、劇利金の各申請事務を行う。	①2月	— (—)
			3,126 (3,250)

・事業区分 1. 社会福祉事業 ・拠点区分 1. 社会福祉事業 サービス区分 3. 福祉サービス利用支援事業

相談窓口としての各相談事業の充実を目指し、また、福祉サービスの利用については、利用者の自己決定を基本に、必要なサービスの情報提供とサービスの利用援助、権利擁護の推進など利用者の立場に立ったサービスの展開を進めていきます。()内は前年度予算額

サービス区分	事業名・概要	具体的な実施内容	実施時期等	予算額(千円)
3 福祉サービス利用支援事業	1 心配ごと相談事業 ・心配ごと相談所開設の経費	①心配ごと相談員による相談所の運営 ②心配ごと相談所運営委員会の実施 ③相談員の研修会の実施	①毎月第4水曜日(10:00～15:00) ②3月 ③9月	65 (65)
	2 弁護士相談事業 ・弁護士相談所開設の経費	①弁護士相談の運営及び実施	①毎月第3水曜日(要予約)13:00～16:00)	420 (420)
	3 人権・行政相談事業(何でも相談)・人権・行政相談所の運営	①なんでも相談所の運営	①毎月第2火曜日(10:00～15:00)	33 (33)

4 日常生活自立支援事業 ・判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等の実施	①生活支援員の発掘、育成 ②権利擁護事業の充実 ③ケース検討会議の開催 ④弁護士、司法書士等の紹介 ⑤生活支援員の研修	①②③④随時 ⑤3月	1,773 (1,625)
4-2 成年後見制度推進事業 ・本会が今後法人として成年後見制度の中の「法人後見」の実現を目指す	①成年後見制度の広報紙への掲載の実施や住民、関係機関等に対して制度や関係制度の広報・周知を図っていく	①随時	— (—)
5 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)相談事業 ・地域における暮らしの些細な困りごとや福祉に関するサービスや支援などを行う地域の福祉総合相談窓口	①CSW相談室の開設 ②CSWの資質向上のため研修会への参加	①随時 ②1月	5 (5)
5-2 自立支援制度利用推進事業 ・経済的に困っている方や仕事や生活に困っている方への相談支援から専門機関と連携し、解決につなげる	①生活困窮者が自立した生活が出来るよう制度の利用につなげる支援。	①随時	— (—)
			2,296 (2,148)

・事業区分 1. 社会福祉事業 ・拠点区分 1. 社会福祉事業 サービス区分 4. 在宅福祉サービス事業

地域の中で暮らす高齢者が、自宅で安心して日常生活を送れるように、地域の人々(ボランティア)が協力し、買い物や通院の支援等を行います。また、制度上の福祉用具貸与の利用ができません。い方々への車椅子やベッド等の福祉機器を短期間の貸出しを実施します。()内は前年度予算額

サービス区分	事業名・概要	具体的な実施内容	実施時期等	予算額(千円)
4 在宅福祉サービス	1 高齢者外出支援サービス ・ひとり暮らし高齢者等の買物や通院等の外出を支援	①利用者の登録及びコース調整 ②利用者の促進と啓発活動 ③運転ボランティアの募集 ④誘導ボランティアの募集 ⑤運行ボランティア会議の開催 ⑥運営委員会の開催	・第2週片貝地区・第3週豊海地区・第4週作田地区 ①②③④随時 ⑤9月、3月 ⑥5月	320 (320)

2 介護用具等貸出事業 ・介護保険サービスを受けていない在宅での介護を必要とする者に対してギャッジベッドや車椅子等の貸出を実施	①ギャッジベットや車椅子等の貸出 ②ゆうあい号等の貸出管理	①②随時	59 (59)
			379 (379)

・事業区分 1. 社会福祉事業 ・拠点区分 1. 社会福祉事業 サービス区分 5. 一般配分金事業

共同募金運動に寄せられた募金の配分金を、地域福祉活動事業の経費として活用し、本町の福祉団体・ボランティア団体等が行う福祉活動に対する助成並びに本会の活動経費に充てて事業を実施していきます。
()内は前年度予算額

サービス 区分	事業名・概要	具体的な実施内容	実施時期等	予算額 (千円)
5 一般募金配分金事業	1 老人福祉活動事業 ・婦人会が行っている「配食サービス」や地区社協が実施している「ゆうあい訪問」への助成	①地域での見守り活動を実施し、安否確認等や生活困窮の情報収集につなげるため、月1回の弁当を配食するための助成金の交付 ②各地区社協の高齢者の安否確認、ゆうあい訪問の実施	①毎月実施(8月以外) ②毎月実施	724 (724)
	2 障害児・者福祉活動事業 ・地区社協が主催している「ふれあいお楽しみ会」に障害児・者が参加できるように支援	①地区社協主催12月開催の「ふれあいお楽しみ会」に障害児・者が参加できるように支援	①5月	30 (30)
	3 児童・青少年福祉活動事業 ・子ども達が福祉のこころに満ち溢れた心豊かな生活を営める福祉教育の支援	①町内各学校及び幼稚園、保育所、子ども園にボランティア活動・世代間交流事業に対する助成金の交付 ②小、中学校向け高齢者体験教室の開催	①5月 ②適宜	204 (216)
	4 福祉育成・援助活動事業 ・地区社協運営助成・研修会や調査等の費用・法外(災害)援護費用	①地区社協へのふれあいお楽しみ会(世代間交流事業)開催への助成金の交付 ②災害世帯への見舞金の給付 ③研修会・調査・広報費 ④心配ごと相談事業の運営費 ⑤高齢者外出支援サービス事業の運営費	①5月 ②随時 ③11月 ④⑤事業運営費	1,206 (1,206)

4-2 災害ボランティア育成事業 ・災害ボランティアの発掘と育成	①災害ボランティアセンター立ち上げ運営訓練 ②他団体主催の研修会、訓練等の情報提供	①2月 ②随時	— (—)
5 広報・調査活動事業 ・広報「社協だより」の発行・ホームページの運用費	①社協だよりの発行 ②ホームページの管理充実 ③社協活動チラシの発行 ④地区社協発行広報紙作りの支援	①7月、10月、3月 ②随時 ③4月 ④2月	448 (448)
6 推進事業 ・共同募金街頭募金用消耗品・福祉まつりに係る費用	①共同募金街頭募金に係る活動費	①11月3日	76 (78)
6-2 福祉まつり推進事業 ・共同募金街頭募金・共同募金啓発模擬店・介護福祉機器展の開催・各種団体のバザー等の実施	①介護福祉機器の展示及び介護相談 ②募金活動と社会福祉の啓発活動	①②11月3日	(—)
			2,688 (2,702)

・事業区分 1. 社会福祉事業 ・拠点区分 1. 社会福祉事業 6. 歳末たすけあい募金配分

歳末たすけあい募金は、集めた年の12月の内に町内の、要援護者のために様々な福祉活動などに配分されています。()内は前年度予算額

サービス区分	事業名・概要	具体的な実施内容	実施時期等	予算額(千円)
6 歳末たすけあい募金配分金事業	1 歳末たすけあい募金配分金事業 ・新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人達が地域で安心して暮らせるよう支援の実施	①歳末たすけあい配分委員会 ②民生委員を通じて在宅障害児(者)、要援護児童、ひとり暮らし高齢者、寝たきりの方、被保護要援護世帯、交通遺児母子父子家庭等に援護金を配布	①7月、12月 ②12月	500 (500)
				500 (500)

・事業区分 1. 社会福祉事業 ・拠点区分 1. 社会福祉事業 7. 資金貸付事業

生活福祉資金は、低所得世帯などの経済的自立と生活の安定をめざし、民生委員や社協が窓口となって無利子か低利子で資金の貸付を行うもので、自立支援への手段、生活の安定として重要な役割を果たしています。()内は前年度予算額

サービス区分	事業名・概要	具体的な実施内容	実施時期等	予算額(千円)

7 資金貸付事業	1 福祉資金貸付事業(町単独) ・町内に居住する低所得世帯を主な対象者として、資金の貸付を行う。	①町内に居住する低所得世帯を主な対象者として資金の貸付を実施	①随時	948 (946)
	2 生活福祉資金貸付事業 ・町内に居住する低所得世帯を主な対象者として、資金の貸付の実施	①貸付の対応及び相談助言 ②対象者との面接及び調査 ③借受申込書等、必要書類の確認及び整備 ④担当民生委員との連携 ⑤関係各機関との連携 ⑥滞納者に対する督促等、償還を促す	①②③④⑤⑥ 随時	98 (116)
	3 高齢者及び重度障害者居室等増改・改築資金貸付事業 ・高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金を貸し付けた方からの償還業務	①滞納者に対する督促等、償還を促す	①随時	15 (26)
	4 臨時特例つなぎ資金貸付事業 ・公的給付を前提に町内に居住する低所得世帯を主な対象者として資金の貸付	①貸付の対応及び相談助言 ②対象者との面接及び調査 ③借受申込書等、必要書類の確認及び整備 ④担当民生委員との連携 ⑤関係各機関との連携 ⑥滞納者に対する督促等、償還を促す	①②③④⑤⑥ 随時	5 (5)
				1,066 (1,093)

・事業区分 1. 社会福祉事業 ・拠点区分 1. 社会福祉事業 8. 福祉作業所

知的障害又は身体障害のために、一般企業に就職することが困難な方に対して、主に作業の場を提供するとともに、個々の状況に応じ、地域社会での社会的自立を目指し、生活・健康等の支援を行っています。

()内は前年度予算額

サービス区分	事業名・概要	具体的な実施内容	実施時期等	予算額 (千円)
8 業所 福祉作	1 福祉作業所 ・利用者の自立と社会参加を目指して能力に応じた作業の提供や生活指導の実施	①作業所の適正運営 ②利用者の自立促進 ③利用者の健康管理 ④関係各機関との連絡調整	①②③④随時 他別添月別事業 計画表	7,942 (7,942)

指定管理事業(福祉作業所【地域活動支援センターⅢ型】事業計画)

職業訓練5カ年計画

就労能力の向上と職場環境への適応性を身につけるため、さまざまな職種の見学、所内研修と短期の職場実習をとおして、所員個々の能力・資質に見合った就労の場を開拓していく。平成29年度を最終年度とする5カ年計画の5年度目。通年でプログラムを実施する。

野外活動実習・社会活動参加

夏季には、福祉作業所の窓際にゴーヤを植えグリーンカーテンを作り、エコについて知らせ、又、保有しているプランターを使用し茄子、ミニトマト等の夏野菜栽培を通じて野菜の成長過程と管理の学習をする。

また、保健センター脇の敷地を借りて耕し、サツマイモの植え付けから草取り、秋季には、収穫をすることによりその喜びを体験し、農作業意欲の向上を図る。

バザーの出店をし、地域の人々と関わることにより、社会性や買い上げてもらった感謝と、売り上げた喜びを享受する。

才能開発事業

創作的活動

マーブリングや陶芸、園芸等の創作活動に取り組み、通常の作業生活では発見できない利用者の適性() 発見・開発し、身辺自立のための自身を獲得する手段とする。

年間4回 陶芸・マーブリング

日帰りバスハイク

町のバスを利用し、町内や近隣の施設を訪ね、地域の人々とふれあう機会とし、公共施設での所作を自然に習得することにより、一般的な社会性を養う。年間1回

その他事業

- ・毎月健康管理
- ・火災時の避難訓練
- ・消火訓練及び保護者引き渡し訓練
- ・津波警報時の避難訓練→毎週木曜日
- ・利用者による当番日誌→順番に日誌帳を記載する
- ・ボランティアの受け入れ→随時

主な月別事業計画表

月	内 容
4月	・保護者会 第1木曜日(総会) ・利用者適正評価
5月	・陶芸教室
6月	・野外活動実習 苗植え
7月	・野外活動実習 除草・水やり
8月	夏期休所
9月	・収穫
10月	・保護者会 第1木曜日 ・利用者適正評価 ・火災時の避難訓練 ・消火訓練及び保護者引き渡し訓練 ・野外活動実習 秋野菜の収穫

11月	・産業文化祭参加 作業所「親の会」合同
12月	・冬期休所
1月	・新年会
2月	・日帰りバスハイク(社会見学)

・事業区分 1. 公益事業 ・拠点区分 1. 公益事業 1. シルバー人材センター事業

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を提供するとともに、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。()内は前年度予算額

サービス区分	事業名・概要	具体的な実施内容	実施時期等	予算額(千円)
材 セ ン タ ー 事 業 1 シ ル バ ー 人	1 シルバー人材センター事業 ・高齢者等が就業を通じて自身の経験や能力を活かし、健康や生きがいを高め、社会貢献を目的に実施	①シルバー人材センター適正運営 ②若手会員の発掘と顧客拡大 ③会員研修会の開催 ④運営委員会の開催 ⑤安全就業の徹底	①②⑤随時 ③④他別添月別事業計画表	38,296 (39,293)

公益事業(シルバー人材センター事業 事業計画)

1. 基本方針

近年の高齢化社会の進展に伴い、体力、能力の面から常用雇用でなく、何らかの就業を通じて、自分の能力を活用し、それによって臨時的な収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が増加しております。一方、地域社会においては、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、地域住民の日常生活に関連した臨時的かつ短期的な仕事が増加しつつあります。シルバー人材センター事業は、このような地域社会に密着した多様な仕事の中で高齢者の「健康作りと生きがい作り」にふさわしい条件と環境を作ること等を目的に設立されています。

シルバー人材センター事業は、家庭、企業、公共団体(発注者)からの「臨時的・短期的又はその他の軽易な仕事」を基本に請負又は委任の形式により行います。

2. 達成目標

- 1) 会員の入会促進
- (2) 安全就労の徹底
- (3) 自主・自立の組織づくり

3. 事業計画

(1) 会員の入会促進

・安定した組織基盤を図るためには、会員の増強は最重要であります。

- ① 会員の口コミによる会員勧誘(まずは会員の友人、知人へ)
- ② 社協だより、広報紙などによる会員募集のPR

(2) 安全就労の徹底

・安全の確保は最も重要な課題です。

- ① 安全就労の周知・徹底
- ② 繰返し注意喚起を促し会員一人ひとりが自覚し安全に対する意識付けの強化
- ③ 健康管理、健康診断の勧奨

(3) 自主・自立の組織づくり

・会員自らが、自主的・主体的に運営組織を行い、組織の機能強化、活性化に努めます。

- ①安全就労委員会の開催
- ②研修会の開催
- ③会報の発行(年2回)

“安全就労の心得”10カ条

1. 作業は、安全第一を心掛け、急いだけあわてたりしないこと
2. 服装及び履物は、作業に合った働きやすいものにする
3. 共同作業では、合図及び連絡を正確に行うこと
4. 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
5. 植木の剪定等は、脚立・三脚は不安定な所に無理して設置して作業しないこと
6. 草刈り作業中は、周囲を十分注意し安全を確認すること
7. 草刈り作業員同志の接近は絶対しないこと
8. 帰宅するまでは仕事のうち、交通安全に気をつけること
9. 帽子やヘルメットは必ず着用すること
10. 常に健康の維持管理に努めること

主な月別事業計画表	
月	内 容
4月	・会員募集随時
7月	・九十九里シルバー会報発行
1月	・会員研修
3月	・運営委員会 ・九十九里シルバー会報発行 ・受注金滞納者整理 ・会員継続意思確認

4. 法人及び受託団体の主な月別事業

月	法人及び受託団体	事業名	備考
4月	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・各種契約及び報告 ・各種顧客契約 ・日常生活自立支援事業各種契約 ・高齢者外出支援サービス事業(第 2・3・4 金曜日) ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン ・社会福祉協議会会費納入依頼及び依頼チラシ全戸配布 ・放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の受託申出 ・介護予防・日常生活支援総合事業(協議体運営事業体)の事務受託に向けての申出 ・介護予防拠点整備事業(ちどりの里)での一般介護予防事業の受託に向けての申出 	

片貝・作田地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 ・理事会 ・総会 ・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日 	
豊海地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 ・理事会 	
ダイヤモンドクラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 	
手をつなぐ親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 	
身体障害者福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 	
遺族会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 ・護国神社春季大祭 	
赤十字奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 ・地域奉仕団市区町村委員長会議 	
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブ ・会計監査 ・第1回理事会 ・定時評議員会 ・高齢者外出支援サービス事業運営委員会 ・事務局長会議 ・会長・事務局長合同研修 ・高齢者外出支援サービス事業(第2・3・4金曜日) ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン ・第2回理事会 ・第1回社協だより編集委員会 ・福祉作業所指定管理(5年)期間満了に伴う確認 	
片貝・作田地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日 	
豊海地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・いきいきサロン 第4土曜日 	
ダイヤモンドクラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・グランドゴルフ大会 	
手をつなぐ親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 	
身体障害者福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・千葉県障害者スポーツ大会 	
遺族会	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 	

5月

6月	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・定時評議員会 ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン ・第1回総合企画委員会 ・高齢者外出支援サービス事業(第2・3・4 金曜日) 	
	片貝・作田地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日 	
	豊海地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン 第4土曜日 	
	ダイヤモンドクラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・山武地区総会(東金市) 	
	赤十字奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> ・一日赤十字 ・地域奉仕団リーダー研修会 	
7月	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だより発行 ・役員研修会 ・高齢者外出支援サービス事業(第2・3・4 金曜日) ・歳末たすけあい配分委員会 ・早朝海岸清掃(ボランティア連絡協議会) ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン 	()
	片貝・作田地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日 	
	豊海地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会 ・いきいきサロン 第4土曜日 	
	ダイヤモンドクラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・特選演芸会 ・山武地区ゲートボール大会(本町) 	
8月	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン ・第2回社協だより編集委員会 ・高齢者外出支援サービス事業(第2・3・4 金曜日) 	()
	ダイヤモンドクラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・山武地区囲碁・将棋大会(大網白里市) 	
	遺族会	<ul style="list-style-type: none"> ・全国戦没者追悼式参加 	
9月	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン ・高齢者外出支援サービス事業(第2・3・4 金曜日) ・事務局長研修 ・フードドライブ ・きどう道清掃(ボランティア連絡協議会) ・高齢者外出支援サービス運行ボランティア会議 	
	片貝・作田地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日 	
	豊海地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン 第4土曜日 	

	ダイヤモンドクラブ連合会	・お楽しみ演芸大会 ・山武地区グラウンドゴルフ大会(横芝光町)	
	身体障害者福祉会	・山武地区スポーツレクリエーション大会	
	赤十字奉仕団	・町防災訓練参加協力 ・奉仕団リーダー研修会	
10月	法人	・社協だより発行 ・敬老祭(婦人会) ・高齢者外出支援サービス事業(第2・3・4金曜日) ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン	
	片貝・作田地区社会福祉協議会	・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日	
	豊海地区社会福祉協議会	・いきいきサロン 第4土曜日	
	ダイヤモンドクラブ連合会	・グラウンドゴルフ大会 ・山武地区芸能大会(山武市)	
	身体障害者福祉会	・千葉県作品展	
	遺族会	・護国神社秋季大祭	
	赤十字奉仕団	・救急法フェスタ2017	
11月	法人	・福祉まつり ・千葉県社会福祉大会 ・高齢者外出支援サービス事業(第2・3・4金曜日) ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン ・第2回総合企画委員会	
	片貝・作田地区社会福祉協議会	・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日	
	豊海地区社会福祉協議会	・いきいきサロン 第4土曜日	
	ダイヤモンドクラブ連合会	・カラオケ大会 ・山武地区ペタンク大会(芝山町)	
	手をつなぐ親の会	・福祉まつりバザー参加	
	赤十字奉仕団	・東南ブロック赤十字のつどい	
12月	法人	・日常生活自立支援事業判定ガイドライン ・歳末たすけあい配分金事業 ・第3回社協だより編集委員会 ・歳末たすけあい配分委員会	
	片貝・作田地区社会福祉協議会	・ふれあいお楽しみ会	
	豊海地区社会福祉協議会	・ふれあいお楽しみ会	
	ダイヤモンドクラブ連合会	・山武地区県外研修会	
	手をつなぐ親の会	・クリスマス会	
1月	法人	・フードドライブ ・社会福祉協議会特別会員・賛助会員募集依頼	

		<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県ボランティアのつどい ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン ・高齢者外出支援サービス事業(第 2・3・4 金曜日) 	
	片貝・作田地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日 	
	豊海地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン 第4土曜日 	
	身体障害者福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅重度障害者慰問品配付 	
	赤十字奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> ・地域奉仕団市区町村委員長会議 	
2月	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者外出支援サービス事業(第 2・3・4 金曜日) ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練 ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン 	
	片貝・作田地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日 	
	豊海地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン 第4土曜日 	
	赤十字奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> ・地域奉仕団市区町村委員長会議 ・奉仕団視察研修会 	
3月	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だより ・心配ごと相談所運営委員会 ・日常生活自立支援事業生活支援員連絡会議 ・日常生活自立支援事業判定ガイドライン ・高齢者外出支援サービス事業(第 2・3・4 金曜日) ・高齢者外出支援サービス運行ボランティア会議 ・第3回理事会 ・臨時評議員会 	
	片貝・作田地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会 ・なかよしサロン 片貝地区 第2土曜日 作田地区 第3月曜日 	
	豊海地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン 第4土曜日 	

5. 通年事業

相談事業 日常的な困りごとを早期に解決して、安心した生活が送れるよう、本会では専門の相談員が、生活にかかわる様々な相談にお応えし、より専門的な知識を必要とする相談には、どこで相談されるのが良いか等のアドバイスをし、専門の機関や団体等を紹介しています。	
・心配ごと相談所の開設	毎月第4水曜日(10:00~15:00)
・何でも相談所の開設	毎月第2火曜日(10:00~15:00)
・弁護士相談所の開設	毎月第3水曜日(要予約 13:00~16:00)

・福祉サービス利用援助相談	随時
・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)相談事業	随時

相談から各種事業へ 高齢者、障害者等の相談ことから各種福祉サービスへつなげ、自立した地域生活が送れるよう、支援するものです。	
・高齢者外出支援サービス事業	随時
・日常生活自立支援事業	随時
・自立支援制度利用推進事業(窓口として対応)	随時
・各種生活資金の貸付相談	随時
・各種介護用具等貸出事業	随時

貸付・貸出事業 生活困窮者等の相談を受け、資金貸付によって生活支援を実施する。怪我や病気などで在宅生活に福祉用具等が必要になった方に対して福祉車両や福祉用具(ベット・車イス)等の貸出しを実施する。地域交流を深めることを目的にイベント用具の貸出を実施する。	
・各種生活資金の貸付相談	随時
・各種介護用具等貸出事業	随時
・イベント用機器貸出事業	随時

その他	
・福祉資源収集事業(ペットボトルキャップ、切手、プルタブ等)	随時
・ボランティアの受付登録	随時
・ボランティア活動の紹介	随時
・ホームページの更新	随時
・フェイスブックの活用	随時

6. 九十九里町社会福祉協議会の将来的なビジョン

現在においても財源が不足しており、今後の事業展開の量的・質的拡充を考えると、さらに財源不足は深刻な問題となると考えています。そこで、本会の基礎的な財源確保を目的に行政とともに事業を推進して行ける事業を取り込み、取り組むべき課題を定め、それを計画的に具体的な方法を設定した将来ビジョンを平成28年度に明らかにしました。

「九十九里町社会福祉協議会の将来的なビジョン」を基本に当面は29年度から31年度の3年間について、計画に沿った具体的な事業展開を図ります。

また、現在、国において推進している地域福祉関係事業(「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業)についても、今後の事業に取り込むことを念頭に検討して行きます。

具体的には、

- ①福祉作業所指定管理(5年)期間満了に伴う新たな期間の指定管理者としての申請。
- ②放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の受託に向け、行政との協議並びに受託に向けての準備。

- ③介護予防・日常生活支援総合事業の受託に向け、行政との協議、特に「協議体」管理者としての事業受託に向けた準備。
- ④介護予防拠点事業(ちどりの里)の介護予防事業を中心に高齢者の交流を図り、ねたきり、認知症を予防し、生きがいづくり、健康づくりの推進を図る事業を始め、総合的な施設管理を目指す。
- ⑤権利擁護事業(法人後見人)について調査・研究。

九十九里町社会福祉協議会の将来的なビジョン年度目標

年度	受託事業・指定管理事業		県社協及び独自事業
28	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所指定管理(4年) ・シルバー人材センター事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活支援体制整備事業」についての調査・研究 ・ちどりの里の受託(指定管理等)に向けて予算等の研究・確認 ・放課後児童健全育成事業の受託に向けて予算等の研究・確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉フォーラム ・福祉教育推進団体指定(豊海地区社協:1年) ・発展・強化計画(1年)
29	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所指定管理(5年)期間満了→新たな指定管理に向け申請 ・放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の受託に向け行政担当課に申し入れ ・シルバー人材センター事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業の受託に向け行政担当課に申し入れ ・介護予防拠点事業(ちどりの里)の受託に向け行政担当課に申し入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業 ・介護予防拠点整備事業(ちどりの里) ・放課後児童健全育成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域フォーラム(2年) 地域福祉活動計画策定に向けて委員会の設置等 ・福祉教育推進団体指定(豊海地区社協:2年) ・発展・強化計画(2年) ・権利擁護事業(法人後見人)について調査・研究
30	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業(学童保育事業) ・介護予防・日常生活支援総合事業受託 ・介護予防拠点事業(ちどりの里)受託 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域フォーラム(3年:県社協からの助成終了年度) 策定委員会の推進→地域福祉活動計画策定 ・福祉教育推進団体指定(豊海地区社協:3年 指定終了年度) ・発展・強化計画(3年) ・権利擁護事業(法人後見人)参入に向けて

			の協議開始
31	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所指定管理(2年) ・シルバー人材センター事業 ・放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(1年) ・介護予防・日常生活支援総合事業受託(1年) ・介護予防拠点事業(ちどりの里)受託(1年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくも学遊館の利用に向けての調査研究 <li style="text-align: center;">↓ ・社会福祉課とのすり合わせ <li style="text-align: center;">↓ ・つくも学遊館の利用に向けての担当課(まちづくり課)との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域フォーラム(4年) <li style="padding-left: 20px;">各学校を編入し基本福祉フォーラムを拡大 ・発展・強化計画(4年) ・地域福祉活動計画(1年) ・権利擁護事業(法人後見人)開始
32	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所指定管理(3年) ・シルバー人材センター事業 ・放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(3年) ・介護予防・日常生活支援総合事業受託(3年) ・介護予防拠点事業(ちどりの里)受託(3年) ・つくも学遊館の収益事業として管理運営開始 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域フォーラム(5年) ・発展・強化計画(5年)→第2次発展・強化計画の策定 ・地域福祉活動計画(2年)
33	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所指定管理(4年) ・シルバー人材センター事業 ・放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(4年) ・介護予防・日常生活支援総合事業受託(4年) ・介護予防拠点事業(ちどりの里)受託(4年) ・つくも学遊館の収益事業として管理運営(2年) 		
34	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所指定管理(5年) ・シルバー人材センター事業 ・放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(5年) ・介護予防・日常生活支援総合事業受託(5年) ・介護予防拠点事業(ちどりの里)受託(5年) 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域フォーラム(6年) ・第2次発展・強化計画(1年) ・地域福祉活動計画策定(3年)

7. 千葉県共同募金会 九十九里町支会事業計画

共同募金は、地域住民をはじめ、自治区等の多くの団体、ボランティアの方がたの積極的な取り組みにより、理解と共感の基に行われておりますが、近年、共同募金を取り巻く環境は厳しい状況にあります。特に「戸別募金」は、社会・経済状況の様々な要因の中で、若干ですが減少の傾向にあります。

千葉県共同募金会九十九里町支会は、共同募金が「地域の多様な社会福祉活動を支援し、じぶんの町を良くするしくみ」であることを、あらゆる機会を通じて周知し、多くの方がたの共感を得られるよう努めていきます。

1. 重点目標

- ①ボランティア活動を通じた共同募金の理解の促進
- ②若年層に向けた共同募金ボランティア活動の実施
- ③地区社協との連携による募金の働きかけ
- ④街頭募金・イベント募金・職域募金の強化

2. 主要事業

(1) 赤い羽根共同募金運動(10月1日～3月31日)

①戸別募金

・自治区の協力

②街頭募金

・共同募金ボランティアによる街頭募金

・社会福祉協議会との協働による街頭募金

・当事者団体・ボランティア団体・奉仕団体への街頭募金協力要請

③職域募金

・クオカード・図書カード・バッジ募金等

④学校募金

⑤法人・個人(大口を含む)募金

⑥イベント募金

⑦募金箱の設置

(2) 歳末たすけあい募金活動(12月1日～12月31日)

①戸別募金

・町内会・自治会・の協力

②街頭募金

・共同募金ボランティアによる街頭募金

・社会福祉協議会との協働による街頭募金

・大規模商店前での実施

・当事者団体・ボランティア団体・奉仕団体への街頭募金協力要請

⑥イベント募金

・福祉まつり時に実施

(3) 広報啓発活動

①共同募金運動やその意義、募金計画・募金実績等を広報するために、チラシ・社協だより・ホームページ等を活用

②共同募金を原資として行われる事業において、共同募金の意義について効果的なPRの実施

主な月別事業



月	内 容
4月	・共同募金運動、歳末たすけあい運動依頼
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金運動 ・「自分の町をよくするしくみ」をスローガンに募金活動を実施。その募金は配分金として各団体等への支援活動につなげている。 ①高校生や地区社協推進委員による街頭募金活動
11月	・共同募金運動街頭募金(福祉まつり)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 歳末たすけあい募金事業 ・新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人達が地域で安心して暮らせるよう募金活動の実施 ①小中学生と地区社協推進委員による街頭募金運動の実施 ・共同募金箱設置協力店の募金回収

8. 日本赤十字社千葉県支部 九十九里町分区事業計画

社会福祉協議会では、日本赤十字社千葉県支部九十九里町分区の事務局として、赤十字事業に協力しています。

「日本赤十字社」とは

世界各国で発生する紛争被害や自然災害による被害への救援活動で世界的に知られている赤十字社は、国際的なネットワークを生かし、国境を越えて人の命の尊厳を守る様々な人道的活動を推進しています。

その活動は医療救護や救援活動をはじめとし、伝染病予防教育、医療機器の整備、飲料水供給・衛生環境改善事業など多岐にわたっています。

その他、赤十字病院の運営、社会福祉施設の運営、看護師養成事業や救急法等の講習、献血事業、青少年赤十字活動など平時から様々な活動を行っています。

そして赤十字を創立したスイス人、アンリー・デュナンの生誕日、5月8日が「世界赤十字デー」であることから、日本赤十字社では毎年5月を「赤十字運動月間」と定め、赤十字の理念や活動について皆様によりいっそうのご理解をいただくためにキャンペーンを展開しています。

なお、日本赤十字社定款変更に伴い「社員」の呼称を「会員」と改め「社費」を「会費」と平成29年4月1日から改めます。

1. 日本赤十字社会費募集

日本赤十字社の行う災害救護対策等の諸活動を支援するため、例年5月～6月を会員増強運動月間として会費募集を実施します。

2. 日赤災害救援物資及び災害見舞金の交付

住宅の火災や浸水など、災害救助法の適用に至らない程度の災害を受けた被災者に対して、援護又は弔意することを目的に下記の物を交付します。

○日赤災害救援物資

・毛布 ・緊急セット(日用品)

○災害見舞金

3. 日本赤十字の災害義援金・救援金受付

国内外を問わず世界で起こった災害に対し、分区として災害義援金・救援金の受付を行います。

◎赤十字運動月間 5月1日～5月31日 1ヶ月間

日本赤十字社の活動資金は、それぞれの財源で運営されている「赤十字病院事業、血液事業、社会福祉事業」を除いて、多くの活動は「会費」と呼ばれる理念に賛同される方からの活動資金や善意の寄付金によってまかなわれています。



主な月別事業

月	内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地区・分区長会議 ・地域奉仕団市区町村委員長会議※
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤会員、会費募集依頼 ・日本赤十字社九十九里分区社資募集事業 日本赤十字社資(活動資金)の募集活動・災害救援物資及び災害見舞金の交付等の実施 ①赤十字社会員募集活動 ②赤十字法人会費募集
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・赤十字奉仕団指導技術等研修会※

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社九十九里分区社資募集事業 日本赤十字社資(活動資金)の募集活動・災害救援物資及び災害見舞金の交付等の実施 ①赤十字社会員募集活動 ②赤十字法人会費募集
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤会費募集 ・地域奉仕団リーダーフォローアップ研修会※
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・奉仕団リーダー研修会※
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・赤十字救急法フェスタ2017※
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域奉仕団市区町村委員長会議※
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドクロス・ボランティアスクール
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域奉仕団市区町村委員長会議※
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域奉仕団市区町村委員長会議※ ・奉仕団視察研修会

※法人及び受託団体の主な月別事業にも記載

〓年事業

赤十字奉仕団育成事業

・赤十字奉仕団が行う人道的活動の支援

①日本赤十字社千葉県支部の事業への参加、関係団体への事業参加、事業会場の設営、会場までの移動支援、各会議への随行、事務処理の支援等

②赤十字奉仕団の発掘と育成